

官民競争入札等監理委員会  
第 39 回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 39 回 官民競争入札等監理委員会  
議事次第

日時:平成 20 年 9 月 25 日(木) 14:00~15:10

場所:永田町合同庁舎 1 階 第 1 共用会議室

1. 開 会

2. 議 事

(1)実施要項案について

国際協力人材センターに係る業務委託実施要項

海外移住資料館の管理運営業務実施要項

自動車検査用機械器具の保守管理業務実施要項

自動車検査独立行政法人中央実習センター施設等管理運営事業実施要項

(2)実施要項の審議から得られた課題について

<出席者>

(委員)

落合委員長、本田委員長代理、逢見委員、小幡委員、榎谷委員、小林委員、前原委員、森委員

(事務局)

佐久間官民競争入札等監理委員会事務局長、関参事官、森山参事官、森丘参事官、徳山企画官、山谷企画官

(独立行政法人国際協力機構)

独立行政法人国際協力機構 理事 金子 節志

独立行政法人国際協力機構 理事 松本 有幸

独立行政法人国際協力機構 国際協力人材部部长 大石 千尋

独立行政法人国際協力機構 中南米部部长 蔵本 文吉

独立行政法人国際協力機構 JICA 横浜所長 高井 正夫

(自動車検査独立行政法人)

自動車検査独立行政法人 理事 細野 高弘

自動車検査独立行政法人 企画部部长 三上 哲史

自動車検査独立行政法人 業務部技術課長 林 弘司

落合委員長 それでは、定刻になりましたので、第 39 回の委員会を始めさせていただきます。

まず初めに、実施要項の付議の付議の手続についてですが、今後、監理委員会に付議される実施要項の数がますます増大するということが予想されます。つきましては、これを従来のやり方でやっておりますと、非常に膨大な時間がかかるということで、コスト対メリットを考えてみても合わないということもありますので、今回の監理委員会から委員長及び入札監理小委員会の判断によりまして、必要がある場合を除いて相手府省の出席を省略して実施要項の付議の手続の簡略化を行い、実質的な審議のための時間を十分確保しようというふうにしたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

簡略化しましたものにつきましては、手交というものがなくなりますので、これは公文について、事務局から後日郵送するという形で対応したいと思っております。

本題の本日の議題でありますけれども、全部で 4 つあるわけですが、最初の 4 つについては、いずれも実施要項案に関するものであり、最後の 5 番目のものが実施要項の審議から得られた課題ということになっております。入札監理小委員会の主査の判断により、最初の 3 件の実施要項案については、担当府省にお越しいただいているということで、この付議の手続を進めていきたいと思っておりますので、この点もよろしく願いいたします。

それでは、国際協力機構の「国際協力人材センターに係る業務委託」実施要項案及び「海外移住資料館の管理・運営業務」実施要項案につきまして、2 件まとめてご審議をお願いしたいと思います。

本件につきましては、これまで入札監理小委員会で審議してまいったわけではありますが、その審議の結果につきまして、入札監理小委員会の小林副主査のほうから 2 件続けてご報告をお願いいたします。よろしく願いします。

小林委員 ご報告いたします。まず国際協力人材センターにつきまして、初めに事業の概要等から少しご説明したいと思います。

国際協力人材センター事業の業務は、国民が行う国際協力活動を促進するために、国際協力の仕事に携わりたい個人と人材を求めている団体の情報を個人と団体双方に利用しやすい形で提供することを目的として実施しております。

具体的には国際協力キャリア総合情報サイトの PARTNER の運営を通じて、仕事に携わりたい個人の情報と人材を求めている団体からの求人、セミナー等に関する情報を提供するというところでございます。したがって、事業の対象範囲としましては、国際協力の仕事に携わりたい個人からの PARTNER への人材登録の受付登録業務、人材を求めている団体からの PARTNER への団体登録の受付登録業務、PARTNER 登録団体や機構の求人情報やセミナー情報の掲載、国際協力の仕事に携わりたい個人へのキャリア相談、個人向け団体向けキャリアセミナーの開催等でございます。

事業の規模は約 6,240 万程度でございます。

委託期間は、平成 21 年 3 月 15 日から、24 年 3 月 31 日までの 3 年と半月となっております。

資料 1 - 1 に従いまして、その検討状況をご説明いたします。

まず委託費の支払い方法について議論になりました。この点は、セミナーの開催が事前に開催回

数や開催場所を決めずに実施経費については入札金額に含めない別途精算するという形でございますけれども、その経費についても事前に開催回数、開催場所の想定を置くことによって入札金額に含めて、競争性を働かせるべきではないかという議論をいたしまして、そのように、事前に開催回数、開催場所の想定を置き、入札金額に含めるということにいたしました。

2点目は、対象業務の範囲でございますが、セミナー開催時の機構職員の旅費、講師の旅費・謝金は、民間事業者が払うと。機構内の会計システムを用いて支払うということになっておりましたが、これは民間業者が請け負う業務と直接的な関係はなく、偽装請負という誤解を招くおそれがありますので、機構自身が行うべきではないかという議論をいたしまして、この支払い手続きにつきましては、今回の委託の範囲から外して、機構自身が行うことといたしました。

3点目は、ディスインセンティブでございますが、ディスインセンティブを適用しないということにしてありますが、これが国際情勢の変化により目標が達成できなかった場合についても含めるという旨を明確にすべきではないか。民間事業者がリスクテイクをするということの内容をもう少し具体的に記載すべきではないかということで、【対応】のところでございますとおり、「長期にわたるシステムトラブルの発生、国際情勢の変化等、民間事業者の責任に起因しないと機構が認める場合はこの限りではない」ということを明確に記載していただきました。

4点目は、情報開示についてでございますが、ここでは業務量の変化の把握を民間事業者がしやすいようにするために、これまでの業務量の増加原因や傾向なども開示すべきではないかという議論になりまして、この点につきましては、年度別の広報活動の実績「PARTNER」のコンテンツ追加履歴を情報開示に追加していただくということにいたしました。

以上が、国際協力人材センターでございます。

続きまして、海外移住資料館 管理・運營業務についてご説明をいたします。

この事業は、海外移住についての知識普及、教育を国内外に行うということを目的として、日本人の海外移住の歴史や世界の日系社会に関する資料・情報の収集整理を行って、それらの展示を行うという事業概要でございます。

この資料館内では、この常設展示のほかに特別展示、企画展示等のイベント、小・中・高生向けの教育プログラム等も実施しております。

事業の具体的な内容としましては、館内の案内、照会対応業務、常設展示室、収蔵庫の保守業務、収蔵・所蔵資料に係る学芸業務、特別展示・企画展示の開催、また、小・中・高校で活用できる教育プログラムの企画実施、情報展示システム、情報検索システム、ホームページ運営管理でございます。

この事業規模は、平成19年度の実績について、約8,183万円でございます。

委託期間は、先ほどの国際協力人材センターと同様に3年半でございます。

資料2-1で検討の内容をご報告いたします。資料2-1をごらんください。

これにつきましても、委託費の支払い方法について、先ほどの国際協力人材センターと同様のことが問題になりまして、特別展示・企画展示は事前に開催回数を決めずに、実施経費については入札金額に含めずに別途精算という形になっておりましたが、それにつきましても競争性を働かせる

べきではないかということで検討いただきました。

それから、もう一つは、先ほども同じような内容がございましたけれども、運営委員会や学術委員会における委員謝金、ボランティアの食費、交通費については、一たん委託費として支払って、事後精算を行うということになっておりましたけれども、この経費は競争性がなく、金額も不確定なため、機構が直接支払うべきではないかということで検討していただきました。

両者とも、特別展示・企画展示の実施経費等は、開催回数の想定を置いていただき、入札金額に含めることとしていただきましたのと、それから、経費につきしては、機構が直接支払うほうが合理的であるということで、委託費からは外して機構が支払うことにしていただきました。

2点目、サービスの質についてでございますが、入館者数、教育プログラム受講者数という実績だけではなくて、満足度についてもサービスの質として設定すべきではないかということで議論いたしました。

【対応】といたしましては、現在もアンケートによる満足度を調査しているけれども、回収率が低水準であると。適正な分析ができないものとなっているということでございました。

次回の実施については、質として入館者の満足度も設定できるように、例えば企画展示開催時といった多くの入館者が予想されるタイミングに集中的にアンケートを実施する等、適正な分析を可能とするアンケートの実施方法を検討するということを機構に確認いたしました。

3点目も、情報開示についてでございますが、これも業務量の変化を民間事業者が把握できるようにするために、これまでの業務量の増加原因や傾向などを開示すべきではないかということで、年度別の広報活動の実績、情報システム開発項目の実績、各種展示の開催実績を情報開示に追加していただきました。

4点目は、パブリックコメントへの対応についてでございます。パブリックコメントの中に、ボランティア管理業務を民間事業者が営利事業の一環の中で行った場合、ボランティアの方々が民間事業者のやり方になじめなくて、離れていく方も出るのではないかということで、ボランティア管理業務は除外したほうがよいのではないかというご意見がございました。このボランティアと申しますのは、JICAのOB等、非常に知識・経験の豊富な方で非常に重要な業務をボランティアとして行っていただくということで、資料館の運営で非常に大きな機能を果たしているということでございましたので、実施要項の中に機構が積極的に民間事業者が行う管理業務に連携・協力を行うということを書き込んでいただいて、民間事業者の懸念を払拭していただく。機構と民間事業者の協力・連携によって事業を効果的に行っていただくということにしていただきました。

以上でございます。

落合委員長 ありがとうございます。それでは、小林副主査のご報告のとおり、この2つの実施要項案につきまして、本日委員会で議を行うということにしてよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

落合委員長 それでは、異存がないようですので、そのようにさせていただきます。

では、国際協力機構に入室するように言ってください。

(国際協力機構関係者 入室)

落合委員長 それでは、国際協力機構の「国際協力人材センターに係る業務委託」実施要項案及び「海外移住資料館の管理・運営業務」実施要項案につきまして、本委員会として、この際、発言をしておくことがあったらお願いしたいと思いますが、お願いします。

小林委員 小林でございます。今回の国際協力人材センター、海外移住資料館の実施要項案の審議につきましては、精力的に討議をいただきましてありがとうございました。

私のほうから、国際協力人材センター、海外移住資料館をまとめて2点コメントをさせていただきますようお願いをしたいと思います。

1点目は、審議のときにも申し上げましたとおり、競争性を高めるということが非常に重要な観点でございますので、入札に当たりましては、ホームページでの公表だけではなく、応札の可能性のある業界団体等に対しても積極的に周知いただきまして、できるだけ多くの者が入札に参加できるように努めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

2点目は、応札状況、また事業の実施状況等を踏まえまして、引き続き、対象業務の範囲や実施方法の見直しを行っていただき、サービスの質が高まりますよう、また、インセンティブをつけていただいて、ますます公共サービスの実施内容が高まりますようご検討いただきますようお願いをしたいと思います。次回の実施において、この点につきましても、競争性を確保するということが大前提になりますので、それをお考えいただきまして、一層の公共サービスの質の改善に努めていただきますようお願いいたします。

以上でございます。

落合委員長 それでは、本件につきまして、監理委員会として了承するというところでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

落合委員長 異存がありませんので、了承ということにしたいと思います。

そうしますと、公共サービス改革法第14条5項に基づいて監理委員会からの了承ということが今ありましたので、実施要項について、私のほうから手交させていただきたいと思います。

(落合委員長から金子理事へ「公文」の手交)

落合委員長 それでは、実施要項の了承に当たりまして、国際協力機構の金子理事のほうから御挨拶をいただきたいと思います。

金子理事 国際協力機構の金子でございます。

国際協力人材センターに係る業務委託を担当しておりますが、本日、海外移住資料館の管理・運営業務の担当理事である松本理事も同席しておりますが、私が代表として御挨拶を申し上げたいと思います。

このたび、国際協力人材センター業務委託並びに海外移住資料館の管理・運営業務の実施要項案のご審議に関しましては、これまで入札監理委員会の小林副主査を主査、そして他の先生方に変なご指導いただきまして心から感謝申し上げる次第でございます。

ただいまご承認いただきました2つの業務の実施に当たりましては、ご指摘いただきました諸点をしっかり踏まえまして、競争性の確保、また、質の高いサービスを提供すべく努力してまいります。

存でございますので、引き続きご指導のほどよろしくお願い申し上げます。

本日はどうもありがとうございました。

落合委員長 それでは国際協力機構におかれましては、公共サービス改革法の趣旨・目的を達成すべく、効率性と利用者の便益というものの向上という2つの目標に向けて、今後一層努力されま

すことをお願いしたいと思います。どうもありがとうございました。

(国際協力機構関係者 退室)

落合委員長 それでは、続きまして、自動車検査独立行政法人の「自動車検査用機械器具の保守管理業務」実施要項案につきましてご審議をいただきたいと思います。

本件につきましても、これまで入札監理小委員会で審議をしていただいていたわけですが、その審議の結果につきまして、入札監理小委員会の榎谷主査からご報告をお願いいたします。

榎谷委員 入札監理小委員会の榎谷でございます。自動車検査独立行政法人、車検をやっておる独立行政法人でございますが、この車検の独立行政法人の自動車検査機器というか、施設と申しますか、その保守管理業務について民間競争入札を実施するというものでありまして、期間は2年間でございます。

今回は2カ所でしたか。

事務局 3カ所で1つの単位として。

榎谷委員 1カ所ですね。3カ所を1つの単位として実施をするということでございます。事業の規模は1億2,000万程度でございますが、いろいろ議論をしております、特に何を創意工夫にするかということなのですが、今まで定期点検をするというのと、壊れたら部品を供給するとか、修理をするということなのですが、定期点検の段階でもし壊れそうなものがあって、取り替えたほうがいいというものがあれば、壊れてから修理するという発想から、壊れないように管理するとか、壊れる前に手当てをするということで総コストを削減するというようなことを議論いたしました。

資料3-1にございますように、まず、ここのポイントは、機器というのは、車検のための機器が導入されておりまして、それぞれメーカーがもちろんありますので、系列のメーカーなり事業者が一番強いのではないかと。したがって、他の事業者が入りにくいのではないかとというような実は心配をいたしました。

そこで検査法人のほうでいろいろ調べていただいた結果を、これは業界団体よりヒアリングをしていただいたようですけれども、部品の供給とか技術情報というものの提供は、系列以外の事業者が落札をしたとしても可能であるということで、そのために部品の手当てができないために入札参加者がいないというようなことはないということでもあります。

それから、入札参加者が増加するように、積極的に入札の周知を行っていきたいというような回答もございました。

それで小委員会といたしましては、このための障害はなくなったと。つまり特殊な機械であるので一定の系列の事業者以外は入札できないというようなおそれはなくなったので、これは可能であると判断いたしました。

それから、サービスの質ということでございますが、サービスの質として何をサービスの質とい

うかということなのですが、これは検査を毎日毎日やっているわけですが、保守点検するときにはそれを車検をとめてやるわけですが、過去の実績をベースに、閉鎖時間をベースにサービスの質を決めたということですが、これは小委員会といたしましてもやむを得ないということで、問題がないと判断いたしました。

委託費の支払い等についてですが、報酬の減額措置は設定されていないのですが、これについては、まず契約期間が2年間と短いことと、入札参加者の企業規模を踏まえて、減額措置を設けると、企業の入札参加意欲が減少してしまうのではないかと判断して、未来ともやらないというわけではないのですが、今回は減額措置は設定しないことにいたしました。

それから、情報開示について、これはいろいろ小委員会のほうでも見ていただいたのですが、従来の委託費と作業量の関係、作業量の開示が一部十分にされていなかった県もありましたので、それについては十分議論いたしまして、現在開示されている内容は十分であると判断いたしました。

以上でございます。

落合委員長 それでは、ご報告どうもありがとうございました。それでは、榎谷主査からご報告ありましたとおりに、この実施要項案につきまして、本日の委員会で議を行うというふうにしてよろしいでしょうか。

森委員 すいません。

落合委員長 どうぞ。

森委員 ここにも3番目のところで、契約期間が2年間ということなんですけど、この2年間という何か根拠というのですか、例えば指定管理者ですと3年と、今、これで5年とかとなってくる。2年間だと、先ほど榎谷主査が言われたように、創意工夫という、そういう点でのことというのはどこまでそれが発揮できるかどうかというのが少しわからなかったものですから、その辺のことについてお教えいただければと思います。

榎谷委員 特に2年間について、事務局のほうから追加で。

事務局 2年間というふうに設定した理由なんですけど、独立行政法人のほうで中期目標というのが設定されておりまして、そちらの期限に合わせる形で今回は2年間ということで設定のほうがございます。

森委員 これが固定的になるということではない。

事務局 固定的ではございません。

森委員 わかりました。

榎谷委員 それから、もう一つは、これは全国に拡大していこうということになっておりますので、中期目標期間とある意味では合せて、その次にはこの経験を踏まえてもっと拡大をしていこうということで比較的短い期間になったと理解しております。

落合委員長 よろしいでしょうか、その点につきましては。ほかに何かございますか。

ないようですので、これは議に付すことについて異存のないということでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

落合委員長 ではそのようにさせていただきます。



それでは、自動車検査独立行政法人に入室をお願いします。

(自動車検査独立行政法人関係者 入室)

落合委員長 それでは、自動車検査独立行政法人の「自動車検査用機械器具の保守管理業務」実施要項案につきまして、本委員会として、発言すべきことがあればお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。榎谷主査お願いいたします。

榎谷委員 榎谷でございます。自動車検査用機器関係の市場化テストに当たりまして若干のコメントをしたいと思っております。

まず入札参加者の確保についてでございますけれども、自動車検査独立行政法人におかれましては、より多くの入札参加者を確保するために、本入札の周知・広報を積極的に実施していただきたいということでございます。また、事業実施に当たりましては、民間事業者と綿密な連絡調整を図り、民間事業者が円滑に事業を開始できるように積極的な協力をお願いしたいと思います。

それから、昨年の12月に閣議決定されました公共サービス改革基本法では、今回行われる民間競争入札の検査結果を踏まえた上で、民間競争入札を全国へ拡大することを検討するという一方で、平成22年以降の事業についての拡大措置についての付言がございますけれども、今回の事業の検証をしっかりと行っていただきたいということと、民間競争入札を全国に拡大することについての積極的な検討をお願いしたいと思います。

以上でございます。

落合委員長 それでは、本件につきまして、監理委員会として了承ということにしてよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

落合委員長 それでは、異存がないようですので、了承ということにしたいと思います。そういたしますと、公共サービス改革法第14条5項によりまして、自動車検査独立行政法人から付議されました実施要項案につきまして異存はないということにしたいと思います。

それでは、私のほうから実施要項につきまして手交をさせていただきたいと思えます。

(落合委員長より自動車検査独立行政法人細野理事へ公文の手交)

落合委員長 それでは、実施要項の了承に当たりまして、自動車検査独立行政法人の細野理事のほうから御挨拶をお願いしたいと思います。

細野理事 自動車検査独立行政法人の細野でございます。本日は自動車検査用機械器具の保守管理業務の民間競争入札実施要項のご審議に当たりまして、入札監理委員会で落合委員長はじめ各委員の皆様方の熱心な精力的なご審議をいただきありがとうございます。

本件につきましては、自動車検査独立行政法人といたしましては初めての民間競争入札でございます。これまで入札監理小委員会の皆様から様々な貴重なご意見、ご示唆をいただいております。特に榎谷先生からは貴重なコメントをいただき、本委員会の検討に留意して円滑に入札及び今後の事業が実施できるよう当法人としても努力してまいりたいと思えます。

本日は誠にありがとうございました。

落合委員長 それでは、自動車検査独立行政法人におかれましては、公共サービス改革法の趣旨・

目的、つまり効率性を増進し、同時に公共サービスの質も高めると、これに向けまして、さらに一層の努力をさせていただきますようお願いいたします。どうもありがとうございました。

細野理事 ありがとうございました。

(自動車検査独立行政法人関係者 退室)

落合委員長 続きまして、自動車検査独立行政法人の「中央実習センター施設等管理運営事業」実施要項案につきましてご審議をいただきたいと思っております。これは、本日冒頭にご了承いただいた、いわゆる簡易手続で実施するものであります。

それでは、本件につきまして、入札監理小委員会で検討していただいたわけですが、その検討の結果につきまして榎谷主査からご報告をお願いいたします

榎谷委員 車検法人と言っておりますが、中央実習センターの維持管理業務についてでございますが、これは民間競争入札を実施するものとして、平成 21 年度から落札者による事業を実施する旨が別表に定められておりますが、これについて審議をいたしましたので報告いたしたいと思っております。

まず対象事業の範囲等でございますが、施設の点検・保守業務、清掃業務、警備、給食、管理運営業務が包括的に対象業務とされておりました。かつ特定の事業者しか受注できないような特殊な業務もないことから、適切と判断いたしました。

それから、サービスの質でございますが、施設利用者によるアンケートにおける満足度、管理・運営業務の不備に起因する空調の停止や断水等のないことをサービスの質として設定しておりました。施設の管理運営業務におけるサービスの質として適切とこのように判断いたしました。

入札参加資格でございますが、新規参入事業者にとって参入障壁となるような入札参加資格ではないので、グループでの参加も可能としていることから、適切と判断いたしました。

落札者の評価でございますが、特定の者が有利となるような評価項目や点数配分等がなく、また、民間事業者の提案等をきちんと評価する仕組みとなっていることから、適切と判断いたしました。

また、情報開示でございますが、入札者が入札金額を見積もるために必要な情報開示が行われていると判断いたしました。

以上でございます。

落合委員長 ありがとうございました。それでは、榎谷主査からのご報告のとおり、本実施要項案につきまして、この監理委員会で議を行うということといたしまして、そして了承ということにしたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

落合委員長 それでは、了承いただいたということで、公共サービス改革法第 14 条 5 項の規定によりまして、自動車検査独立行政法人から付議されました実施要項案につきまして、監理委員会としては異存がないというふういたします。

そうしますと、実施要項案の関係はこれで終了ということで、本日の最後の議題であります「実施要項の審議から得られた課題について」というテーマについてご審議をお願いしたいと思います。

実施要項案の審議につきましては、入札監理小委員会の委員の先生方に非常に精力的に取り組んでいただいております、しかしその中で審議を通して様々な課題が浮かび上がってきているということ

でございます。そういたしますと、そのような課題についての認識を監理委員会全体としても共有をするということが不可欠であると思いますので、入札監理小委員会主査の樫谷委員、副主査の小林委員、逢見委員、この順に問題を提起していただきまして、委員会として自由にその問題提起に対してご議論をお願いするというを行いたいと思います。

それでは、まず皮切りで樫谷委員のほうからお願いいたします。

樫谷委員 資料5というのがございますので、この実施要項の審議から得られた課題ということで、事業選定に活かしていただきたいという事項でございます。

まず実施要項上の問題ということで、真ん中のピンク色というのでしょうか、にある部分でございますが、入札参加資格などが特定業者に有利というものの中にはあったということでございます。

仕様が過度に細かく決まっている。これは方法とか何回やれとか、やり方はこうだとかということで過度に決まっているとか、あるいはインセンティブなどの業者のモチベーションを高める仕組みが足りない。サービスの質、つまり要求水準が適切に定められていないとか、あるいは適切な情報開示がなされていないというような問題がありましたが、これにつきまして、左のほうに書いてございますが、どうしても事業規模が小さいということがございます。年間事業費1億円未満が大半で、1,000万未満は簡易版で処理するのですが、1億円未満、数千万が大半でございました。

右のほうに「民間事業者の参入意欲が高まらない」というのがありますが、ある程度規模を大きくしていただかないと、市場化テスト市場というのですか、一種のマーケットですよね。そのマーケットが大きくできると、皆さんも非常に興味持って、そこに参加しようという意欲がわくのですが、まだ未経験のこともありますので、ある程度小さな規模もやむを得ないかなと思ったのですが、これからはある程度経験をさせていただいているので、大きな切り出し、できれば数億円以上のようなものも出てくればいいかなということで、特に「課題」のところに書いてありますように、「事業の包括化、長期化」と同時に、大型化というのですか、この大型化についてもはかっていただけたらいいかなとこうように思っております。

それから、あと既存の受託事業者の存在、つまり関連公益法人がいるということなのですが、したがって、実施要項上の問題として、特定業者に有利というのですか、今まで事業にかかわっていたというのがございますので、当然ノウハウ・経験があるし、人材もいるということでなかなか他の公益法人以外の参加のハードルが高かったというような事例も登記の関係などではございました。ただ、逆に言えば、関連公益法人がやっているということは、よく考えたら民間でできるということでもありますので、民間事例の把握などをしていただいて、現在の実施形態の把握というのでしょうか、「課題」のところの上から3つ目に書いてございますように、「現在の事業実施形態の把握」をしていただきまして、財団などが委託しているということは、これはもっと市場化テストを増やすことができるということだと思いますが、ただ、特別なところしかできない。経験があるところしかできないというときには、民事法務協会というのはご存じのようにありまして、その対応ということで、民間を育てるという観点からハードルを少し低くして、そのかわりにパブリックというか、法務局のほうの支援を少し多くしてもらおうとか、そんなようなことをここでやりました。事業実施形態を把握していただくことも大事かとこういうふうに思っております。

それから、左側の黄色の3つ目でございますが、発注側に実施方法を改善する意欲が低いというのですか、これは今が最善だといった思いが強いのかもわかりませんが、したがって、今が最善だと思っていらっしゃる。私どもはここに書いてございますように、現場サイドの問題意識が不足していると、このように思って、今が万全ということはありませんと思うんですが、問題意識が少ないために仕様が過度に細かく決まってしまうというような現象も出ておるわけでございます。そうすると、どうしても創意工夫とか改善提案の自由度が非常に小さいということでございますので、これについても問題意識を十分持っていただくような、特に「サービスの改善の方向性」というのが「課題」の一番下に書いてございますように、サービス改善の方向性を明確化していただく。つまり性能発注のようなものだと思いますが、さらにそれが改善していくような方向性でもって仕組みができればいいかと思っております。

それから、もっと重要なことは、業務の分析、データ収集やコスト管理ができていないです。ここに書いてございますように、会計制度の問題、政策評価制度の問題、コスト意識、コストが把握されてないのでコスト意識がもちろんないということ。それから業務量そのものも把握が不足しているのではないかとということもございました。したがって、適切な情報開示がなかなかきれてない。つまり民間が合理的にコストを見積もるようななかなか情報開示が十分になされていない場合もあるということです。課題といたしましては、ここには書いてないのですが、データ収集の仕組み、会計制度も含めたデータを収集するということの仕組みが非常に大事かと思っております。私からは以上でございます。

落合委員長 ありがとうございます。それでは、続きまして小林委員からお願いいたします。

小林委員 今の榎谷先生のご発言でほとんど私どもの小委員会のほうで直面している問題も尽くされているのですけれども、今、ご指摘があったところで申しますと、実施に関する情報の中で業務量の情報やコスト情報が初めに当初出てくるときは非常に不十分です。業務量情報とかコスト情報が、参入してくる民間事業者にとっても非常に重要なポイントになりますので、今出てきたのが不十分ということは、つまりそれについて意識していないということの裏返しでありまして、業務量、コスト情報ということについてももう少しセンシティブになっていただかないといい実施要項もできませんし、いい競争もできないということになると思います。

さらに申しますと、業務プロセスの分析を全くしてないんです。もちろん事業の切り出し方の問題もあるのですけれども、業務プロセス、つまり資源投入して、活動プロセスがあってアウトプットが出てきて、それがアウトカムにつながっていくところが、まだ官のほうで十分に意識されていないので、その意味でその業務プロセス分析というのができれば、官のほうからも逆に言うところ改善提案ができることになるわけで、そうすると官民の競争というのが、アメリカなどの例でもあるように出てくるのではないかと思います。その辺の創意工夫が全く官のほうに効いていないとか、ワークしてないという状況になっているということが非常に問題であるということだと思えます。

そのことがサービスの質の設定ができないということになって、求めるところが明確ではない。アンケート調査をするけれども、アンケートの内容自体もあまり十分ではないということにつなが

りますし、インセンティブの設定、ディスインセンティブの設定といったところでも、民間事業者  
に重要なポイントとして効いてこない、アピーリングになってこないというようなことになっている  
のではないかと思います。

もう一つ、今も直面しています課題が、既存受託事業者の存在ということで、既存の受託事業者  
が存在していると、仕様発注になってしまって、またほかの事業者の参入が回避されてしまう、競  
争が働かなくなってくる。複数の事業者が入札に参加してくるということのインセンティブが、そ  
の時点でなくなってしまうということになっているということがあります。その意味で、情報開示  
の部分でイコールフットイングにするためにいろんな事業者が参加していただけるようにしてい  
たくということが必要なのと、実施要項をつくって、それを公開して待っているというのではな  
くて、積極的にある意味、どんな事業者が市場にはあるのかというようなことも本当は出す官のほう  
でもサウンディングしてみるみたいなことも、本当はそういう努力も必要なのではないかというふ  
うに考えました。

それから、非常に重要なことは、公共サービス改革法の趣旨をもっと徹底して、官のほうに痛切  
に認識していただきたいということです。つまり公共サービスのコストを下げても質を高めると。コ  
ストを下げても成果が出てくるためには寡占状態では全然だめで、市場における競争というのでそれ  
を高めていくということが必要で、それはだれのためかということ国民のためにそれをしなければい  
けないということ、官のほうも徹底していただきたいというようなことを今痛切に感じておりま  
す。既存の業務のやり方の守り・ディフェンスに入ってしまうというのが非常に私どものすごいハ  
ードルでして、既存の業務のやり方とか既存の業務をやっている人が、それが是であるというか、  
それが前提であるというふうに立たれてしまうと、市場化テスト法の意義が失われてしまうと考  
えますので、非常に危機的であると感じております。

以上です。

落合委員長 ありがとうございます。続きまして、逢見委員お願いいたします。

逢見委員 榎谷委員、小林委員と重なるところがございまして、あまり追加すべきことはないの  
ですが、私自身の印象として感じていることを若干申し上げたいと思います。

独立行政法人の業務の市場化テストという審議を行っているわけですが、大体がこれまで独立行  
政法人が外に出していた業務を市場化テストに出しているというものが多くて、最初出された実施要  
項案はほとんど今までやってきたことがそのまま要項案に書かれているというものが多い。今まで  
やってきたのだからそれでいいという形で来ていますので、そもそもそれが事業規模として適正な  
のかどうかということの判断もなかなか難しい。金額だけで見ると非常に小さいものしか出てき  
ないということだと思いますし、それから、既存の受託事業者がおおむね関連の公益法人だとい  
うことがあって、今までこうだった、ここに受けてもらっていたということを念頭にしている  
ものですから、既存の業者に有利なようなものの書き方があって、これでは競争性が高まらないの  
ではないかということは何度も指摘するケースがございました。

今までこうだったという意識でやっているものですから、新規事業者、民間の創意工夫を積極  
的に受け入れようという姿勢がなくて、実施要項案にもそういうものを積極的に加点項目として入れ

ていこうという意思が弱い。既存の受託者でやっていたものを必須要件として、そちらに配点が非常に高くなっているというのがある、これでは新たな創意工夫、改善提案というものを受け入れる素地がないのではないかという感じがしております。

全体としてコスト意識がないという問題もあります。例えば研修施設等についても稼働率を高めようという意思がなくて、与えられた仕事をやっていけばいいという形の意識しかないのではないかと。民間だったらもうちょっと別な考え方をするのになと、そういうところの発想が乏しいなという感じがいたしました。

それともう一つ、国民の財産であるという意識がなくて、自分のところの親元の官庁から施設が与えられて、そして事業の範囲が決められて、それに運営交付金が与えられて、それを間違いなく使っていれば問題ないのだという意識で固まっているように感じております。それが国民の財産として効率的に使われているのか、もっとコストを削減する余地はないのか、あるいはサービスの質を高める余地がないのかという部分が極めて弱いという感じがしました。入札小委員会でもやりとりの中でそういうこと発言しておりますが、しかしなかなかそれが相手側に伝わっていかないというもどかしさを感じております。今後もそういう壁を何とかはねのけながら、公共サービス改革法の意義を高めていきたいと思っております。

以上です。

落合委員長 どうもありがとうございました。それでは、ただいまのそれぞれのご報告を踏まえましてご自由にご議論をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。どうぞ、森委員。

森委員 榎谷先生はじめ皆さん、今、お聞きをさせていただきまして、例えば大変申し訳ございませんけど、きょうこの席にお見えになっていらっしゃる皆さん方の意識と、それから実際に、例えばいろんな業務の現場の皆さん方との意識の乖離というのは相当あるのではないだろうか。そうすると、先ほど来、お話がございましたようにコスト意識の問題もそうですし、従来こうやってきたから間違いのないのだからこれでいいのだと、そういうものがどうしても根底にあるとなると、先ほど来から法の趣旨の、もちろんコストを意識するだけではなくて、やり方によってはすごくいいサービスを最終的な利用者に提供できるのだという、それがどうしても現場をどちらかという、要するに机上で実施要項の議論しているだけだとどうしても違ってくるのではないかというのが痛切に感じましたので、ある面では、先生方がそれぞれ入札管理小委員会で現場の皆さん方といろいろやりとりをいらっしゃるかどうか、私も現場はわかりませんが、何かそういうような乖離というのが見受けられるのではないかなと、そんな思いを持ちました。

落合委員長 ありがとうございます。ほかにご意見、小幡委員。

小幡委員 まさに資料5にありますような課題は、事業規模でありますとか、こういったものが、我々が事業選定についてやりとりするとき、一応頭には置いているのですが、今後、さらに意識的にこういうことを考えて選んでいくという方向に活かせるのではないかと考えています。

今、お話に出ていました関係公益法人の存在ということですが、現在公益法人にかなり委託があるという状態ですが、実は、私もう一つの行政支出無駄ゼロ会議というので、公益法人への支出を3割なくすという会議に出ていまして、同じ状況がございます。独法に限らず本体の役所もそんな

のですが、かなり公益法人に委託していて、ただ随契がだめということに今なっているので、随契はやめているというのですね。かなりの割合で、随意契約はやめてきている状況ですが、それなのに現実には公益法人が委託先になっています。なぜだろうかという、本当にそこに競争性があるような形での入札をかけているのか?という話にならざるを得ないのですね。ですから今あちらの会議でもそこが問題になっていて、現実には結局公益法人が受けているのではないかと、同じことが言われています。

官民競争入札、公共サービス改革法で出てくるようなものというのは、本来は、そんなに専門的に非常に特殊で、こういう人しかできないというものは出てこない、事業として選定しないはずなので、ますます関係公益法人に、なぜ行くのかという、単にそれは今までやっていたという実績が大きいのではないかと。今まで確かに経験があったという、その実績の問題にすぎないのではないかと。そうすると榎谷委員がおっしゃったように、いろいろなやり方で民間が参入できるような工夫をすべきであって、今まではたまたま公益法人がやっていたから他が育ってこなかったのだからと、そういう世界なのではないかと思うのです。ここに出てこないものの中には、確かに本当に専門的な公益法人がやっているものもあるかもしれないのですが、少なくとも官民競争入札の事業として選ぶようなものについては、そういう話ではないような気がいたしまして、まさに榎谷委員がおっしゃったような形で、ハードルを設けないように工夫して、民間の側のもう少したくさんの参入を広げられるようにすべきではないかと思っております。

落合委員長 ありがとうございます。では前原委員どうぞ。

前原委員 今の話は大変私も身にしみているところでございまして、学校も大体役所ととても似た体質を持っています。ですからいろんな出入りの業者がある程度固まっていると、一種の縄張りのものが発生いたします。ですから競争入札をさせなさいと言っても非常に形式的な入札が行われているのが現状ではないかと思えます。私もいくつか気がついたので今チェックをかけているのですが、恐らく関係公益法人がある、あるいは関係会社会的なものがかなり各省にあって、その既得権を荒らすとほかでいじわるされるとかいろんな問題があるのではないかなということ推察いたします。ですからこの辺をどうして打破したらいいかというのは我々もよく観察をしてチェックをする必要があるのかなと。やっているふりをするのが非常に多いのではないかという気がしております。お話を聞いていて強くそれを感じました。

落合委員長 榎谷委員、小林委員、逢見委員のご報告及びそのご報告を踏まえてのこの委員会でのそれぞれの意見を総合すると、この資料5にありますような課題というものがあるのですが、こういう課題が存在するということについての認識は既に各委員において共有しているのではないかと思えます。むしろ問題はこのような課題をいかに打破して公共サービス改革法の目指すところを実現すべきかであり、従って、重要な役割を果たすことが期待されている本委員会が、その課題をどうやって乗り越えて改革法の期待している趣旨に沿った活動ができるかどうかというのが今や最大の問題ではなからうかと思っております。

もっともこの点も、この監理委員会各委員がみんな共通に認識しているということだと思いますので、そうしますと、事業規模が大きいものを、またたくさんの民間企業が入札に参加するような

状態の実現、さらには、インセンティブの付与、評価方法をどうするかなども含めて、どうやって打破していくのが、今申し上げたとおり問題ですので、この辺、どうやっていったらいいのだろうかということにつきまして、委員の方々からご意見をいただければと思いますが、実施要項の審議で最初に主査として報告された榎谷委員いかがですか。

榎谷委員 なかなか今まではとにかく出したがらないというのですか、やむを得ず出すみたいな発想があったのではないかと思うんですね。だからあまりいろいろ我々が言うと、今までの仕事をしたのを否定されたような、役人の方はそうなのかわかりませんが、最高レベルの仕事をしているので、おまえら民間人が何を言うかというようなところがひょっとしたらあるのかなと思いがらやってはいるのですが、実はきのう東京都にたまたま行ったときに猪瀬副知事にも会ってきて、そのときに、市場化ではないのですが、住宅供給公社の管理について、指定管理制度で入札をしたというんですね。

結局3件やったのですが、3件とも供給公社が勝つたらしいんですね。猪瀬さんは、「これは何なんですか、榎谷さん」と言うわけですね。3つとも勝ったということは、3つとも勝つような入札をハードルを設けたんじゃないですかという中で、実は1件について1万4,000戸の入札の対象なんですね。入札、私も大型化ということを行ったのですが、確かに民間のやれる能力もある程度斟酌しながら出さないといけないかなというふうに思って、1万4,000戸ぼーんといきなり出して、期限も5年間ですよ。5年か3年かちょっと忘れちゃったけど、そうするとその後、必ず継続的に受注できればいいけど、1万5,000人の契約社員ならすぐ切れればいいんですけど、抱えてなかなか参加しづらいのと、こういうようなのがあって、結局住宅供給公社が全部勝ったんじゃないかみたいな話をしているのですが、そういう意味で、結局民間の参入意欲がないと、また参入できるレベルに落としてあげないとなかなか難しい。つまり民間が最近手を挙げてきているんですか。市場化テストというと、何か小さな話だという認識がどうもあって、最初はすごく手挙げたと思うんですが、最近あまり手が挙がらないのではないかと。つまりどんどん手を挙げていただかないと、つまりここここここでやれるのだと言っていたかかないといけないかなという意味で、本当に市場化テストの認知度というんですか、先ほど申し上げましたように、市場化テスト市場がマーケットができているような規模にしないと入ってこないですよ。何か小さな何百万とか、よくても1,000万ぐらいでは、創意工夫をしてもごくわずかな利益しかない。それに人を投入しているんな準備もして、そしたらもうやらないほうがいいよねという理屈になってしまうのではないかと。だから官のほうでも頑張ってもらわないといけない。出すように努力しなければいけないけれども、民のほうからどんどん、ここをやりたい、ここをやりたい、ここをやりたい、これならやれると言っていたかかないといけないなというふうに思うんですね。

そういう観点から見たら、今現在どういった市場化テストに対して、民間の事業者の方の受け取り方はどういう受け取り方をしているのでしょうか。

落合委員長 その辺につきましては、佐久間事務局長いかがですか。

佐久間事務局長 市場化テストと非常に関連性のある分野としてPFIと指定管理者制度とがあると思いますが、比較してみますと、はっきりマーケットができ上がってきて活発な民間の活動が



あるのはPFIが一番かなという感じがします。早く始めたというのもあるのだと思います。それに比べますと、指定管理者制度の方は、数はたくさんあるのですが、実態的に本当に純粋な民間の参入がたくさんあったかということになると、件数の割に少ないという部分があったり、最近関心を失ったというような話も民間の方から聞かれます。

市場化テストの場合は始まってそれほど時間がたってないということもあって、まだ十分な経済規模になっていないという要素が強いと思いますけれども、十分な市場規模をこれから確保できるかどうかということではこれからが正念場ではないかと思います。最初のうちの、少々赤字覚悟でも経験してみようとか、そういう段階はそろそろおしまい、本当にもうかるかどうか、経済規模がとれるかというものを見きわめという時期なのではないかという感じを持っております。

実際にこの分野の市場規模がいくらであるとか、そういうまとまった統計のようなものが十分存在しておりませんので、感覚的な話でございますが、以上のような感じでございます。

小幡委員 今の話に関連しますが、事業にもよりますが、我々の市場化テストでは様々な事業が出てきますので、昨日、情報処理の国家試験の関係の会議をやったのですが、そこできょう資料にあることと、むしろ逆と思われるような話が出てきましたのでちょっとご紹介いたします。そこでは、全国でやっている試験を少しずつ、例えば沖縄と四国、次は中国地方とか、民間競争入札を入れていくようにしているのですね。なぜそんな小さいところからやるのですか。もっと大きなところをやったらどうですかとお伺いしたところ、民間の受け手があまり全部一遍にということになると来ないのではないかということなのです。少しずつ民間でやるところを増やして行って、民間のほう慣れれてくると、数も増えてくる。最終的には24年度までに全部やると言っていましたので、少しずつならして行って、最終的には全部できるというふうに持っていきたいというような話をしていました。

3社とか、それぞれ入札には来ているので、そのような配慮もあり得るように思います。いちがいに規模をあまり大きく求めるのも、事業の性質によっては、かえってよくないので、少しずつやっていってならずというやり方もあるのかもしれないという感じがいたしました。

落合委員長 我々が既に承認をしたというか、そういう実施要項案に基づいて行われているもので、特定の公益法人がその大半を落札するという例があるわけなのですが、実施要項を承認した監理委員会としてもその点について責任がないかといえはあるのだろうというふうに思いますので、一体監理委員会として、結果的に特定の公益団体がその大半を落札するというような結果を招来したことについてどうそれを受けとめるのかというあたりについては監理委員会としても正面から取り組んでいく必要があると思います。つまりこれから監理委員会の対象領域というものを考えていくという問題のほかに、過去に既に監理委員会が承認したものについても妥当な結果が果たして導き出されているのかどうか、これらの反省もしていかなければいけないだろうと思うのですが、いずれにしても本委員会と対比しますと、官のほうに圧倒的なノウハウがある、あるいは官と従前非常に密接な関係のあった団体にノウハウが蓄積をしているがゆえに、それ以外の特に民間の団体にノウハウがないというようなことで、それをどうやって改善したらいいか。

どうでしょうか、小委員会としてその辺のところを、今後考える必要もあろうかと思うんですが、

その辺のあたりは。

榎谷委員 榎谷です。今回、法務局については相当ハードルを下げたというとあまりいい表現ではないかわかりませんが、下げてくださいね。それでもまだ実は極めて不満があるというか、あれはいつですか。間もなくされるんですか。

山谷企画官 11月ぐらいに。

榎谷委員 11月ですか。それでもまだ不安があるというんですか、これ以上、下げているのかという、逆に心配があるぐらい実は下げたので、下げた上で、来ないとか、負けたらどうなるのか、負けたらというか、勝ったらというか、どうなるのかと。特に地方については、確かなかなか入札参加者がいないという現象もあるんですね。東京とかそういう大都市はいるんですけども、地方はなかなか難しいので、結局そこは、前回も1社しかなかったと。その協会しかなかったというところも結構あるので、地方というのは仕事がないとか言われながら、そういうノウハウという意味ではなかなかたまってないので、そこを少し地方の人でも参加できるような規模にするとか、内容にするとかもしなければいけないのかという気は、規模も含めていたしました。

以上です。

落合委員長 そろそろ時間も参りましたが、まとめて本田委員いかがですか。この課題につきまして。

本田委員 きょうのこちらのまとめでも感じたのですが、インセンティブ議論で、官にインセンティブかディスインセンティブを与えるべきではないか。民だったら大型であれば必ず行くんですよ。これがある意味では監理委員会の、単なる評価の云々ではなくて、何か知恵……というのは、市場化テストというのは、ある意味では官主導でやらなければ大変なときに来ているわけですから、民間で見つからないとか何とかよりも、見つけないと困るということを、本来は官が持たなければいけないことなんですね。それがそういうことになってない。

残念ながら地方に行ったときに、地方公共団体、特に基礎自治体のほうはかなりせざるを得なくなっているという感じがあります。これは中央官庁と全く違うような感じ。だから、それを中央官庁は助けてやらなければいけないのですが、何となく中央官庁がとめているみたいな感じがありますので、そこら辺について、この監理委員会なり、または諮問会議なり、いろんな中である程度の仕掛けを考えていかないといけないと思います。私は民間の場合はインセンティブはなくてもよく、質については最低要求水準を出して、それ以下だったらディスインセンティブと。プラスはあまり考えなくても、事業規模さえあれば私は参加すると思います。我々の責任でありますけれども、どうやって官から事業を出してもらうか。それには、民間が、あれは出すべきだということを言って、それをとらえて各官庁のほうからお答えいただくのではなくて、ある意味では監理委員会から各官庁にやれというぐらいに少しずつもっていかないとまずいのではないかと思います。これは大変印象的なことで申し訳ありませんけど。

小林委員 ちょっと消極的な提案ですけど……

落合委員長 どうぞ、小林委員。

小林委員 入札等監視委員会とかでも説明書は取りにきたけれども、応札しなかったという業者

さんもいたりとかしてフォローアップといいますか、例えば周知徹底の方法が不十分であったとか、あるいは実施要項の中で予定価格とか、价格的に魅力がなかったとか、いろいろやり方として非常に制約が多くてリスクテイクが多くてちょっと躊躇したとか、そのフォローアップをしていただきたいというふうに思っていて、それは出した官の側でもそういうことをしなければいけないとか、競争性が働かなかったのは何でなんだということ、そちらから情報提供していただいて、入札参加しなかった、応札しなかった理由とか、タイミングの問題もあるんですね。いろいろそういうテクニカルな問題もあるので、何だったのかという、そのところの問題分析といいますか、フォローアップを是非していただければ大変参考になるのではないかと思います。

落合委員長 まだまだいろいろご意見があろうかと思いますし、このテーマは今後も正面から、我が監理委員会が取り組んでいかなければいけない課題ですので、引き続きまたご議論をお願いするということにしたいと思います。

予定の時間も若干超過いたしましたけれども、本日の監理委員会を終了したいと思います。どうもありがとうございました。